

第 94 回 (2021 年 2 月度) 監査技術ゼミ 結果報告

運営委員長 菊谷 純

1. 開催日時 2021 年 2 月 25 日 (木) 午後 2 時 00 分～午後 4 時 00 分
2. 開催方法・場所 ZOOM を利用したオンライン会議方式
講師は講師の自宅より発表
司会 (委員長) は自宅にて進行
委員は自宅または職場にて参加およびオンライン会議のサポート
3. テーマ 「2021 年度版 取締役職務執行確認書」の解説
4. 講師 取締役職務執行確認書委員会委員長
サイバートラスト (株) 常勤監査役 小林 正一 氏
5. 出席者 38 名 (特別 B 2 名、内部講師 1 名含む)
6. 配布資料 (事前に参加予定者にメールで送付)
「監査技術ゼミ 取締役職務執行確認書の解説 (アジェンダ)」 2021 年 2 月 25 日
7. 議事次第
 - 1) 運営委員長より開会の挨拶
菊谷運営委員長より講師およびオンライン参加者の ZOOM 接続状況を確認したのち、開会挨拶と本日テーマ紹介を行い、講師の小林氏を紹介された。
なお出席者の内、旧独立委員会セミナーも含めて当ゼミへの初参加者は以下の通り。

元・(株)クレオ	常勤監査役	土屋淳一氏
(株)ベルシステム24ホールディングス	常勤監査役	浜口聡子氏
昭和リース(株)	常勤監査役	竹村 登氏
 - 2) 講義
午後 2 時 3 分より 3 時 02 分まで、講師から資料に沿って丁寧な解説がなされた。
 - 3) 質疑応答および意見交換等
講義後 10 分間の休憩をはさみ、午後 3 時 12 分から 3 時 50 分まで質疑応答を行った。
(主な質疑応答事項は以下の通り) なお、オンライン参加者は主に ZOOM のチャット機能を活用して質問を提示してもらい、講師が質問内容を確認する方法も利用した。
Q1. 複数の確認事項に対して一部チェックが入らない場合の対応はどうか。
A1. 取締役の担当範囲で記載できない場合もあり、事実関係に基づいてアドバイス対応すればよいのではないのでしょうか。
また、取締役との面談でその理由・背景など確認すればよいと思います。
Q2. 8. インサイダー取引・適時開示の確認項目 (P. 13) だが、非上場会社の場合、『業務上知りえた取引先等の非公開情報をもとに、当該取引先等の株式の売買を行っている』というようにアレンジして残すことは大丈夫か。
A2. 各社の事情に合わせて質問事項をカスタマイズしてもらうのは問題ないと考えます。非上場会社は金融商品取引法が該当しない場合もあり、社内の内部情報管理

規程等に沿って変更することもよいと思います。

- Q3. 4. 内部統制システム構築・運用責任についての確認項目 (P.9) の第一で、企業集団の子会社 (大会社以外) の場合、文言「構築」を「整備」へ変換 OK か。
- A3. 内部統制システムの決議は、会社法第 2 条六に定める資本金 5 億円以上または負債 200 億円以上の大会社は「業務の適正を確保するための体制 (内部統制システム) の決議が必要となります。(会社法 348 条) 大会社以外の場合で決議する場合は任意となりますが、その場合は、事業報告書へ記載するなど監査役として留意する必要があります。ご質問の子会社は内部統制システムを決議されていないのであれば親会社監査役とも連携するなど適宜実情に合わせて質問項目をアレンジすることは可能と思います。
- Q4. 監査役への報告義務の詳細事例に関する参考文献名を確認したい。
- A4. 監査役への報告規程を社内でする場合の事例として、例えば、日本監査役協会 2016 年 6 月臨時増刊号 No. 655「監査役監査実施要領」参考資料 3「監査役への報告体制等について」を参照され、自社で「監査役への報告規程」を策定するなど監査役への具体的な報告事項を定めるなど工夫・検討されるとよいと思います。
- Q5. 4. 内部統制システム構築・運用責任についての確認項目 (P.9) の第五で、『内部通報制度を構築し、これを適用している』を〔説明〕⑦『従業員等が不利益を被る危険を懸念することなく、違法又は不適切な行為に関する情報や懸念を伝えることができ、またそれが適切に活用されるよう、適切な体制整備を行っている。』に置き換えてみる確認事項にすることはどうか。
- A5. 貴重なご意見として承ります。社内の内部通報制度に沿う内容であれば適宜アレンジすることは問題ないと思います。
- Q6. 日本監査役協会作成と当会作成の取締役職務執行確認書の対比した差異は何か。
- A6. 当会の確認書は毎年関連法令等の更新がなされていることや解説文が充実しており、確認書の活用方法が記載されている点などが、異なると思います。
- Q7. 取締役によっては確認書の確認項目を軽く考えてチェックする場合があるが、どの程度の責任感を持って対応すべきだろうか。
- A7. 確認書はあくまでも監査役監査の一環として、取締役の善管注意義務、忠実義務、任務懈怠などの確認のためのツールとして捉えることで良いと思います。回答に問題があるなどした場合は、監査役監査報告作成に向けて期末監査の際に確認書を活用して取締役面談をされるとよいと思います。

4) 委員長より閉会の挨拶

質疑応答の後、新規参加者 3 名の方に今回参加の感想について発言があり、菊谷委員長より、次年度の監査技術ゼミは 3 月 17 日および 3 月 30 日に開催予定の旨の案内があった。

最後に菊谷運営委員長が小林講師に感謝の意を表されるとともに、参加者に対しアンケート (会議後に参加者へメール発信) への協力要請を行った後、午後 4 時閉会となった。
以上